

後見活動指針

制定 平成26年1月20日

改正 2020年10月19日

本会は、定款3条「目的」を達成するため、以下の通り後見活動指針を定める。

1. 担当者

- ・本会は、家庭裁判所より審判にて選任された法定後見人等の法定責任者である。
- ・後見活動は、理事会で選任基準により選任された正・副担当者に委任する。

2. 担当者の役割

- ・正・副担当者は、被後見人等の事務（業務）責任者として被後見人等の望む生活を尊重し希望に沿った内容で身上保護・財産管理を主として活動する。
- ・正・副担当者は、決められた報告書を作成する。本会は点検の上、当該諸機関へ提出する。

3. 身上保護

- ・被後見人等を取り巻く親族、福祉、介護、行政、地域等のネットワークと連携し、問題点を把握、担当者の事務範囲を超える問題に対しては、本会担当理事並びに監督人の指示を受け解決を図る。
- ・被後見人等の状況を把握するため、関係者を含め本人に定期的に面会・面談を行う。

4. 財産管理

- ・被後見人等の財産を安全に管理する役割から細心の注意を払う。
- ・被後見人等の通帳、有価証券、不動産、保険契約書、その他資産等については、保管場所に最善の注意を払い、銀行の貸金庫での保管を原則とする。

5. 関係書類管理

- ・後見活動等に関係する書類について守秘義務に留意し責任をもって取り扱う。
- ・書類の保管は本会の規則により所定の場所で行う。

6. 個人情報保護

- ・業務で知り得た被後見人等に関する全ての情報について、業務従事期間あるいは期間外についてもこれを漏洩しない。詳細は別に定める「B-8 個人情報保護細則」による。

7. 活動報酬

- ・本会の活動はボランティア活動を基本として行うが、後見活動者に対し、別に定める細則により謝金を支払う。

8. 【市民後見人】の育成推進

- ・本会に入会し後見業務活動を希望するものは、品川成年後見センター内の支援

員活動を経験する等地域における市民後見人の育成を推進する。

9. その他

- ・ 後見活動に関連する詳細なルールについては、別途、「C-1 後見事務の葉」(要領) 及び「C-2 報告書等作成要領」に定める。

10. 改廃

- ・ この指針の改廃は、理事会で審議し、議決して行う。

付 則

1. この指針は、2020年10月19日より実施する。
2. この指針は、規定の性質上「指針」としたが、規程類体系としては「細則」に属する。
3. 本指針は、「後見事務の実務」(平成26年1月20日制定)を、現行の規程類体系に合わせ、「後見事務の実務」に記載されている「後見活動・支援員活動に対する指針」をピックアップした。「後見事務の実務」のその他の箇所は、「C-1 後見実務の葉」及び「C-2 報告書作成要領」の中で再編成した。ここに「後見事務の実務」は廃止する。

(管理責任者 理事長)